

2026 年度教育予算に関わる要望と回答

以下は、越谷市教職員組合が市教委に提出した「2026 年度教育予算に関する要望書」に対する市教委回答（2025 年 11 月 26 日）です。口頭回答を文字起こししたものであり、文責は当組合にあります。

1. ゆきとどいた教育を実現するために 2025 年度を上回る教育予算の増額を図ること。

今後厳しい財政状況が見込まれるところではあるが、教育予算、学校運営において必要と考えているので、必要な予算について事業精査を行い確保に努めてまいります。

2. 中学校での 35 人以下学級を県単独の予算で実現するよう県に強く要望すること。

少人数学級編成は、学習面や生徒指導面において教師の目が行き届き、子どもの抱える様々な不安や悩みなどをきめ細かく見ることができると認識しています。教育委員会としては、その重要性を踏まえ、少人数の学級編成、加配教員の増員について機会があるごとに国や県に対し要望してまいります。また、新たな加配の配置についても機会があるごとに県に要望してまいります。

3. 病休・産休代替等の必要が生じ県費での代替が遅れた場合には、すぐに対応できるような対策を市独自に立てておくこと。学校の要請を受けて指導主事等を学校に派遣し、担任業務支援等も行えるようにすること。

ここ数年、新採用教員の採用者数が多いことや、昨今の社会状況等の要因により、小中学校ともに臨時的任用教職員のための教員免許状所有者が大変不足している状況にあります。代替措置については、医師の診断書及び校長からの第一報をもとに、規定通りの配置に努めています。また、県費発令前には市費で対応し、できるだけ早く臨時的任用教職員を配置できるようにしています。今後も他市町との連携をさらに密にし、関係機関や近隣の大学への積極的な働きかけ、大学 4 年生に向けた説明会の実施、市民の目に触れる掲示物の作成、市のホームページの更新、市公式 SNS を活用した臨時的任用教職員の募集等に継続して取り組んでまいります。さらに、県教育委員会に対し、機会があるごとに市の未配置・未補充の現状と教職員の配置を強く要望してまいります。

4. 特別な配慮を必要とする児童・生徒に対する支援員の配置を拡充すること。

本市においては、平成 9 年度に通常学級に在籍する重度の障害を持った児童生徒に対する補助員を 2 校に配置して以来、特別支援教育支援員としてこれらの配置事業を現在まで推進しています。また、令和 4 年度からは医療的ケアが必要な児童生徒が適切な医療的ケアを受けられるよう、医療的ケア看護職員を配置しています。教育委員会は、これらの事業開始から現在まで、各学校からの要望や児童生徒の実態把握、関係機関との連携等により、毎年予算の拡充に努めてきました。今後も教育センター特別支援教育担当及び教育相談担当並びに関係機関との連携等を密にし、子どもの実態や学校の状況を十分把握しながら、予算の拡充を含め、特別支援教育支援員等の配置について努力してまいります。

5. 学校教育活動を様々な面からサポートする学習指導員や日本語指導員、SSSの配置を継続し、充実を図ること。また、スペシャルサポートルーム（SSR）担当職員を配置すること。

日本語指導員については、市の国際交流協会と連携協力体制を整え、平成17年度から現在の方法により配置を推進しています。さらに、県の補助金を活用し、44校の学校にスクールサポートスタッフの配置をしています。これらの事業についても、毎年予算の拡充に努めてまいりました。スペシャルサポートルーム（SSR）については、毎年度小学校5校ずつ環境整備を進め、令和11年度を目途に市内全小学校への設置を目指しています。SSRの運営については、これまで取り組んでいる相談室の運営と同様に、市の会計年度任用職員として配置しています。学校相談員を主な担当として想定しており、学校の実情に応じて運営していくことが重要です。今後については、子どもの実態や学校の状況を十分把握しながら、小学校配置の学校相談員の勤務日数の拡充に努めてまいります。

6. 文部科学省の学校図書館整備施策に基づき、図書館に専任の学校司書を置くこと。

現在、市内各小中学校においては、学校司書を中心に教職員の連携を図り、図書館システムの有効活用を進めるとともに、学校運営協議会の方々の協力を得て学校の整備・読書活動に取り組んでいます。学校司書は会計年度任用職員として、今年度は昨年度より1名増の22名の配置となっており、週4日勤務で市内小中全44校に配置され、同一校週2回勤務となっています。児童生徒の読書活動に大きく寄与していますことから、今後も学校司書の拡充に努めてまいります。

7. 教職員が50人以上の職場を管理する衛生管理者の資格を取得するための予算を確保すること。また、労働安全衛生体制の整備・充実をすすめること。

越谷市の公立小中学校においては、安全衛生管理規定に基づき、教職員50人未満の学校ごとに2名の衛生推進者を、50人以上の学校ごとに1名の衛生管理者を適切に選任するとともに、産業医を配置し、労働安全衛生管理体制の整備・充実を図っています。衛生管理者の選任は、資格取得者や養護教諭等が選任されていることを確認しています。例年度当初には衛生推進者等研修会を開催し、学校の安全衛生に関する取り組みの参考となるよう努めています。教育委員会としては、これらの取り組みを推進することから、現時点では衛生管理者の資格を取得するための予算を確保することは考えていません。今後も労働安全衛生法や規定に基づき、各学校の安全衛生活動が充実するよう支援してまいります。

8. 保護者負担の軽減を図るために学校給食費無償化を実施すること。

本市では、現在の児童生徒数ベースで約12億円の歳入を見込む学校給食費を無償化することは、財政上大変大きな影響を与えるため、本市独自の無償化の実施は困難であると考えています。しかし、物価高騰の中、保護者の負担が増えることのないよう、令和5年度は8000万円、令和6年度は1億4000万円の予算を組み、給食材料費のうち歳入を上回る歳出について公費で負担してきました。令和7年度に給食費を改定しましたが、増額分についても当面の間公費で負担することで保護者の負担減を図っています。国からは令和8年度から小学校の学校給食費無償化についての報道がありましたが、公式な情報は届いていないため、引き続き国の新たな動きを注視してまいります。経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者には、就学援助制度により給食費相当額を援助しており、引き続き制度の周知に努めてまいります。

9. 宿泊行事に伴うバス代の補助を市費で行うこと。

バス代の市費負担については、その活動によって直接利益を受ける方に費用を負担していただくという受益者負担の原則を基本としており、特定の個人が利益を受ける活動に公費を投入することについては慎重な判断が求められます。修学援助制度では学用品費や給食費に加え、校外活動費も援助の対象としており、経済的負担の軽減を図っています。バス代の市費負担は、この就学援助制度との整合性や、既に費用を負担する能力のある保護者にも公費を投入することになる行政の公平性の観点から、現時点では困難であると考えています。ただし、宿泊行事への参加は貴重な機会であり、今後も宿泊行事を含めた学校の適切な実施について学校への指導助言を行ってまいります。

10. 部活動地域移行の促進、部活動指導員の拡充に努めること。

国は、休日の部活動について、令和13年度までに原則全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すとしており、平日の部活動についてもさらなる改革を推進するとしています。本市では、令和4年8月より「越谷市部活動地域移行検討会」を立ち上げ、令和5年12月からは地域関係団体を招いて「越谷市部活動地域推進会議」を開催しています。令和7年3月には「越谷市部活動地域推進計画」を策定しました。具体的な取り組みとして、令和5年10月よりバスケットボール部の実証モデル事業を開始し、令和6年度からは陸上競技協会や剣道連盟と連携した事業を進めています。令和7年度からは民間事業者に委託し、市内中学校1校の5つの部活動に対し、休日の活動を教員に代わって指導する取り組みを実施しています。今後も国や県の動向を注視しながら検討してまいります。部活動指導員については、令和3年度から1名、令和6年度から3名配置しており、引き続き予算の拡充に努めてまいります。

11. 特別教室にエアコンを設置すること。将来的には、廊下等にも設置して全館冷房にすること。

特別教室へのエアコン設置については、導入に向けた調査を行っていますが、設置可能になるにはもう少しばかり時間をいただきたい。廊下等の空調については、今のところ検討はしていません。気温が高くニュースになるような他自治体に問い合わせたところ、廊下への空調設備は行っていないとのこと。ただし、廊下ではなく一部オープンスペースとした作り（例：扉を設けて図書室としたような作り）をした場合、そのスペースに空調が効くような構造を取っているケースもあると聞いています。そういった建物にするかという議論もあり、建設検討には意見として預かります。

12. 労働安全衛生規則改正に伴う「職場における熱中症対策の強化について」の諸施策を具体化すること。とりわけ、暑熱対策を工夫し、普通教室の冷却効果を高めること。

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行され、熱中症の恐れがある労働者への迅速・適切な対処が事業者には義務付けられました。教育委員会では、実施の参考例を作成し、学校に情報提供することで、学校が実情に応じた対策を講じ、教職員全員に周知するようしてきました。暑熱対策としては、施設の構造や日照状況により冷房効果が十分に得られない教室に対し、試行的に遮熱フイマスの設置を行うなどの対策を行っています。冷房効果が落ちている場合、熱交換機が目詰まりが原因であれば洗浄により回復が図られるため、教職員より報告があれば対応してまいります。引き続き冷房効果が十分でない教室に対応するとともに、校舎の大規模改修等を行う際は、他自治体を参考に遮熱対策を検

討・実施してまいります。

1 3. 年間を通してトイレの清掃、メンテナンスを専門業者に任せて行うこと。

トイレの清掃は年1回、専門清掃業者により小便器と床の清掃を実施しており、特に小便器については尿石の除去と排水管高圧洗浄を行っています。令和6年度は校内全ての小便器と一部の床を業者で清掃しました。メンテナンスについては、学校による日常的な点検以外に、年1回専門点検業者による設備点検を行い、不具合箇所は随時修繕・補修しています。今後も専門業者による清掃・点検を継続し、環境向上に努めます。

1 4. 職員用洋式トイレにウォッシュレットを取り付けること。

学校のトイレの洋式化は平成28年度に着手し、令和3年度に完了しました。洋式便器を一部残した理由は、和式便器の利用に抵抗がないケースもあり、児童生徒への配慮が必要という考えのもと、市の公共施設では一定数を確保することとしているためです。職員室を含め、現在洋式化は完了したところですが、現在のところ、学校への温水洗浄便座（ウォッシュレット）の設置率を増やす予定はありませんが、市内教室の状況も踏まえながら、まずは学校のトイレを利用しやすい環境にするように努めてまいります。

1 5. 学校教職員メンタルヘルスカウンセラーを配置すること。

新規採用教職員の増加や職場の変化、保護者・地域からの要望対応など様々な要因でメンタル不調に陥ることが危惧されており、教職員のメンタルヘルスは喫緊の課題であると認識しています。教育委員会では、校長会等を通じた指導、各種研修会での指導、衛生推進者等研修会の開催による校内衛生委員会の活性化等に取り組んでいます。また、市の衛生委員会においてもメンタルヘルスを議題の柱とし、取り組み事例等を各校に周知しています。全教職員へのストレスチェックの年2回実施や、長時間労働者への高ストレス相談の実施等、制度の充実を図り、教職員50人以上の学校には産業医の配置を行っています。これらの取り組みを推進していることから、現時点ではメンタルヘルスカウンセラーの配置は考えていません。引き続き他市町の取り組みの調査研究に努めてまいります。

1 6. 各学校のカーテン補修や交換を配分予算の枠外で定期的に行うこと。

カーテンの購入については、配分予算で消耗品として購入してもらっており、補修についても修繕費用を配分しています。これは、設置した場所や使用頻度が学校や教室ごとに異なるため、学校の判断で対応できる予算が配分されていると考えています。しかし、物価が上昇する中で予算内での対応が難しくなっていることも考えられるため、必要と考えられる予算について要求をしっかりと行ってまいります。

1 7. 校務支援システムを教職員の声を踏まえながら、使いやすいものに改善すること。

これまでも学校からの要望を受け、出席簿や成績処理、学校日誌、打刻との連動等における改善を図ることで業務の効率化を図ってきました。アンケート調査で得られた意見を踏まえ、さらに使いやすくなるようシステム事業者と協議してまいります。合わせ、教員の働きやすさと教育活動の一層の高度化

を目指し、引き続き文部科学省が示す次世代の校務支援システムの導入についても調査研究を進めてまいります。

18. 教職員や市民の声をよく聞き、学校プールのあり方について検討し、早期整備を図ること。

市では、老朽化するプール施設や猛暑等の現状を受け、今後の水泳事業のあり方について検討を進めています。令和6年2月から3月に児童生徒、保護者、教職員、学校運営教育会委員へアンケート調査を実施しました。モデル事業として、大袋小学校において令和6年、令和7年に民間プールを活用した水泳事業を実施しました。その効果の検証については、本市ホームページの公開や今後の水泳事業のあり方の中で示してまいります。(補足：パブリックコメントを実施し、近いうちに公表する予定である。)